

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 17 日現在

機関番号：33905

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730592

研究課題名(和文) 量刑判断に影響する心理学的要因に関する研究 厳罰化の流れをふまえて

研究課題名(英文) About psychological factor to assesment of culpability

研究代表者

北折 充隆 (KITAORI, Mitsutaka)

金城学院大学・人間科学部・准教授

研究者番号：30350961

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円、(間接経費) 870,000円

研究成果の概要(和文)：本プロジェクトでは、裁判に影響するゲインロス効果について検討した。裁判員制度が導入された背景には、判決が軽すぎて、市民の感覚が反映されていないという批判が、理由の一つとしてあった。本研究ではその理由として、弁護側による最終弁論が、最後になされることによる、社会心理学的要因によるものと考え、模擬裁判シナリオによるWeb調査を実施した。その結果、ゲイン・ロス効果の影響が一部に見られ、判決の懲役年数・裁判の印象などに提示順の効果が見られた。

研究成果の概要(英文)：We estimate about psychological factor to assesment of culpability on judgement. A normal judgement narrate a public prosecutor at first, and plead for the defendant at last. We consider that influence the final judgement, so exchange narrate order and compare about assesment of culpability.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：心理学・社会心理学

キーワード：ゲインロス効果 裁判 厳罰化 Web調査

## 1. 研究開始当初の背景

厳罰化について、2003年に政府は「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を策定した。この中で、凶悪犯罪に関する罰則について法定刑・有期刑の上限が引上げられた。殺人の法定刑が3年以上から5年以上に引き上げられ、2007年は高裁・最高裁での死刑判決が47件と、資料が残っている過去80年間の中で最多となった。しかし、実際には警察庁の平成19年度における殺人の認知件数は1199件であり、例えば昭和33年の2683件と比べて半数以下となっている。それでも犯罪件数が増加していると認識され、厳罰化が進む背景には、ワイドショーや週刊誌などが事実解明だけでなく、犯人の残虐性や被害者の悲しみなどを情緒的に報道するようになり、体感治安を悪化させていることが一因といわれる。

こうした背景の中、2009年5月より市民から無作為に選ばれた裁判員が、裁判官とともに裁判を行う裁判員制度が開始された。これは、市民が持つ日常感覚や常識を裁判に反映するとともに、国民の理解の増進と信頼の向上を図ることが目的とされる。しかしこの制度は、過去の判例を一定の基準としながらも、感情に訴えるような検察側の陳述や法廷戦術が、過度に厳しい判断をもたらす可能性は否定できない。犯罪者を厳しく処罰することは、社会正義の観点からも適切だと考えられがちであるが、反面で仕事の解雇といった社会的制裁が経済基盤を不安定にする。さらに、刑務所に簡単に収監されてすぐに出られないことは、長期受刑者の社会復帰を極めて困難とする。こうした人々を社会が受け入れることはないため、生活保護費の増大など、結局は社会全体の損失につながる。しかし、本来必要なはずのこうした議論はほとんどなされていない。

また社会心理学的観点からも、近年、裁判員制度に関する研究は徐々に進められてきているが、裁判におけるゲイン・ロス効果の影響はその俎上にすら載せられていない。Aronson & Linderによる、魅力度評定の実験に端を発するこの効果は、ただ褒めるよりも、初めに少し否定的な評価をし、後で好意的な評価をした方が評価が高くなるというものである。例えば、「いい人だね」というよりも「初めはちょっと怖いと思ったけど、話してみるといい人だね」といった方が、相手に魅力を感じる。逆に、ただけなすよりも、「初めはできる奴だと思ったけどあいつはダメだ」というように、初めに褒めて後からけなす場合が最も評価が低くなるというものである。こうした枠組みは、あくまで対人評定に関するものであるが、量刑判断に至るまでの心証にまで拡大すれば、検察側陳述と弁護側主張の順序が、判決に影響を及ぼす可能性は否定できない。

本プロジェクトは以上をふまえ、量刑判断を下す上で影響する心理的要因を、多面的に明らかにした。これまでも、服装や見た目が量刑判断に及ぼす影響などは検討されている。しかし、大きな影響を及ぼすと予測されるにもかかわらず、厳罰が及ぼす社会的影響といった更に広い視野を踏まえた影響までは明らかにされていない。具体的に、こうした情報の提示が量刑判断にどう影響するのかが明らかにすることは、過度な厳罰化に警鐘を鳴らす意味でも意義深い。事実、現在の法運用においても、すでに厳罰化が歪みを生じさせているケースが存在する。例えば、飲酒運転による危険運転致死傷罪の懲役が最高15年であり、その場で検挙されればこれが適用されることとなった。しかし翌日出頭した場合、自動車運転過失致死と救護義務違反で最高でも10年6ヶ月にしかならないため、飲酒運転の発覚を恐れたひき逃げが激増しているのである。

罰則強化はこのように、ルールの遵守や安全意識の高揚に一役買っていることは疑いない。しかし、あらゆる犯罪が厳罰化される社会が健全であるとはいえないため、本プロジェクトを現状の厳罰化の流れを見つめ直し、心理学が社会に貢献する可能性を探る試みとした。

これについて北折(2012)は、交通違反の前科があるドライバーが危険運転致死傷罪に問われたとき、冒頭陳述を行わないことが、重罰を科すべきであるといった、厳刑傾向に影響していることを明らかにしている。この研究では、ゲイン・ロス効果の影響は見出されておらず、前科の有無が影響したことは否定できない。また、ポジティブ・ネガティブ情報の提示が、Aronson et al.の研究に準じた提示でなかった点も、効果が見られなかった原因の一つと考えられた。

## 2. 研究の目的

本報告では、実際の裁判の流れを模したシナリオを用意し、ポジティブ・ネガティブ情報について再度設定し直すと共に、検察・弁護側の提示順序が、量刑判断に及ぼす影響について、改めて検討する。

## 3. 研究の方法

- (1) 調査時期 2012年2月に実施した。
- (2) 調査対象 本調査は全て、Web調査会社により実施された。調査回答者は、全国からランダムに抽出された、20代~60代の男女各75名の、計150名である。
- (3) 独立変数の設定 調査ではまず、一定時間経過後でない次の画面に進めない形で、事件の概要に関するシナリオが画面に表示された。はじめは裁判の流れに準じる形で、人定質問・冒頭陳述が提示された。その後、被験者はランダムに各条件男女20名ずつ、

下記の条件に割り当てられ、全て読んだ後、従属変数への回答が求められた。なお、裁判は通常、“2.”の流れで進められる。

冒頭陳述のみ提示後、量刑判断を行う。

冒頭陳述後、検察の求刑(懲役6年)、弁護の順に提示後、量刑判断を行う。

冒頭陳述後、弁護側の弁護、検察の求刑の順に提示後、量刑判断を行う。

冒頭陳述後、検察の求刑のみを提示後、量刑判断を行う。

冒頭陳述後、弁護のみを提示後、量刑判断を行う。

(4) 調査素材 本研究では裁判例として、危険運転致死傷罪を例としたシナリオを作成した。これは、危険運転致死傷罪の適用が現実問題として非常に難しく、自動車運転過失致死傷罪の適用と、判断が分かれることが多々あり、幅広い量刑判断が可能であると判断したためである。

シナリオは、大学への授業に遅れないよう、制限速度を55km/h超過して運転中、ハンドル操作を誤り、同乗していた友人2名を死亡させ、対向車に乗車中の2名を負傷させたというものであった。類似した判例として詳細は異なるが、大幅な速度超過で同乗者2名を死亡させた、危険運転致死傷罪適用の判例では、一審で求刑通り懲役6年が言い渡されており、検察側の求刑は、概ね実態に則している。

ネガティブ・ポジティブ情報は、Aronson et al. に準じ、検察側(当たり前で反省がない)・弁護側(知的で人望があり、深い反省をしている)の一文を、シナリオの中に付す形で設定した。

(5) 調査項目 被告人を懲役何年に処するのが適当に加え、裁判に対する公正性評価、被告に対する印象、自身の法規範に対する態度など、約70項目に回答を求めた。

#### 4. 研究成果

本報告では、裁判に対する公正性評価21項目について報告する。このうち3項目において、有意差が見出された(Table1)。この結果を見る限り、ゲイン-ロス効果による効果として、求刑のみだと妥当な流れだという評価や、弁護側の弁論は、被告人の弁護として妥当であったといった評価が低かった。顕著なゲイン-ロス効果の影響としては、求刑・弁護という流れにおいて、弁護・求刑の流れと比べ、争点をはっきりしているという印象を与えていた。しかし、全体的に大きな差異が見られたとは言いがたく、今後は量刑判断に影響する要因が何なのかについて、更なる検討が必要であろう。

また、被告に科す懲役年数の分布に歪みが確認されたため、対数変換を施した。その上で、裁判の流れ5条件を独立変数、懲役年数を従属変数とした分散分析を行ったところ、条件間で懲役年数に差がある傾向が認めら

れた( $F(4, 195) = 1.98, p < .10$ )。TukeyのHSD検定の結果、条件5が条件4よりも懲役年数が短い傾向が示され( $p < .10$ )、その他の条件間に差は認められなかった。

Table 1 条件別にみた平均懲役年数と標準偏差

	(1)冒頭陳述	(2)冒頭陳述 検察 弁 護	(3)冒頭陳述 弁護 検 察	(4)冒頭陳述 検察	(5)冒頭陳述 弁護
平均懲役年数	0.72 (0.18)	0.67 (0.23)	0.69 (0.22)	0.74 (0.26)	0.61 (0.18)

注) 数値は対数変換後の値 ( )内は標準偏差

弁護・検察の提示順が変化しても被告に科す懲役年数に違いは見られず、裁判の流れによるゲイン-ロス効果は確認されなかった。むしろ、弁護・検察の提示順序の問題よりも、検察の求刑のみ、弁護のみといった情報の一面提示によって量刑判断が変化することの問題が指摘されたと言える。弁護・検察双方の主張の両面提示は、提示順序に関係なく比較的中立な立場での量刑判断を促したと考えられる。また、本報告の結果は、対人魅力の要因として認められたゲイン-ロス効果が量刑判断において見られなかったことを示唆している。この背景には、対人魅力研究で検討されたように他者評価が自分に向けられてはいなかったことや、情報処理過程の違い(対人魅力ではヒューリスティック、量刑判断ではシステムティック)などの要因が存在するのかもしれないと考えられた。

ただし、危険運転致死傷罪は、相手に危害を加えるという明確な意図で犯行に及んでいるわけでない。危険な運転をした結果、他者に危害を与えてしまったという結果的加重犯である。危険運転致死傷罪のシナリオでは、量刑判断において考慮されるべき被告人の加害意図が不明確なため、参加者によって量刑判断が変化してしまった可能性がある。この問題は現状では検討し切れておらず、明確な加害意図に基づいた事案を用い、シナリオを作成した上で、量刑判断におけるゲイン-ロス効果を再検証する必要がある、今後求められる。例えば、殺人と傷害致死で判断が分かれることが多い、子供への虐待致死事案などを素材とし、さらなる検討を行う必要がある。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 5 件)

池はるか・高木彩・北折充隆、後部座席

のシートベルト着用義務化に関する縦断的研究、社会心理学研究、査読あり、2014、印刷中

北折充隆・小野寺理江、治安意識に関する心理学的研究、金城学院大学論集、査読なし、10、2013、pp.10-15 .

北折充隆・小野寺理江、電車内の迷惑行為に関する観察的検討—女性専用車両との比較—、金城学院大学論集、査読なし、9、2012、pp. 28-40 .

北折充隆・太田伸幸、講義中の私語抑制対策に関する効果測定—座席指定とTAによる見回り実施に対するFD評価項目の比較検討—、東海心理学研究、査読あり、3、2011、pp. 8 - 14 .

北折充隆、録音笑いの印象に関する研究、金城学院大学論集、査読なし、8、2011、pp.11-17.

[学会発表](計 11 件)

北折充隆・油尾聡子 (2013.11.2). 量刑判断に影響する社会心理学的要因に関する研究(2) - ゲイン・ロス効果が規範評価に及ぼす影響 - 日本社会心理学会第 54 回大会発表 名城大学

油尾聡子・北折充隆 (2013.11.2). 量刑判断に影響する社会心理学的要因に関する研究(1) - ゲイン・ロス効果が懲役言い渡しに及ぼす影響 - 日本社会心理学会第 54 回大会発表 名城大学

北折充隆・谷伊織・小野寺理江 (2013.6.8). ゲインロス効果が裁判に及ぼす影響 ~ 危険運転致死傷罪を用いた裁判研究 ~ 日本交通心理学会第 77 回大会発表 比治山大学

北折充隆 (2012.11.18). ゲイン - ロス効果が量刑判断に及ぼす影響 - 裁判員の心証に関する基礎的研究 - 日本社会心理学会第 53 回大会発表 筑波大学

高木彩・安藤雅和・小池はるか・北折充隆 (2012.11.18). 命令的規範と記述的規範

の影響家庭に関する検討 日本社会心理学会第 53 回大会発表 筑波大学

高木彩・小池はるか・北折充隆 (2012.9.12). 記述的規範情報がシートベルトの着用に与える影響 - 記述的規範情報の参照集団の違いが与える影響について - 日本心理学会第 76 回大会発表 専修大学

北折充隆・安藤玲子・大山小夜 (2012.9.9). 裁判の流れを規定するゲイン・ロス効果について 日本犯罪心理学会第 50 回大会発表 大正大学

北折充隆・小野寺理江 (2012.6.9). 電車内の迷惑行為に関する観察的検討—女性専用車両との比較— 日本交通心理学会第 77 回大会発表 早稲田大学

小池はるか・高木彩・北折充隆 (2011.9.18). ルール定着プロセスに関する縦断的検討(9)—後部座席ベルト着用の県別に見た意識差について— 日本社会心理学会第 52 回大会発表 名古屋大学

高木彩・小池はるか・北折充隆 (2011.9.18). ルール定着プロセスに関する縦断的検討(10) —県別にみた着用率の推移に関する知覚について— 日本社会心理学会第 52 回大会発表 名古屋大学

北折充隆 (2011.6.12). 後部座席シートベルト着用意識の変遷 2 - Web による地域別調査データより - 日本交通心理学会第 76 回大会発表 中京大学

[図書](計 1 件)

北折充隆、光文社新書、迷惑行為はなぜなくなるのか? 「迷惑学」から見た日本社会、2013、204 ページ

## 6 . 研究組織

( 1 ) 研究代表者

北折充隆 ( KITAORI , Mitsutaka )  
金城学院大学・人間科学部・准教授  
研究者番号 : 30350961